

新築工事現場での火災で地階2,759㎡等焼損！

緊急

再確認！工事現場の火災予防対策

令和2年11月、港区内の新築工事中の建築物において、地下1階約2,759㎡等（令和2年11月30日現在）を焼損する火災が発生しました。

本火災では、幸いにも死傷者の発生はありませんでしたが、新築工事現場においては、防火区画の形成及び防災設備（消火、警報、排煙等）の作動が期待できないため、一度火災が起こると、逃げ遅れによる多数の死傷者の発生、建築物の甚大な損傷に伴う工期の延長など、多大な人的・物的被害につながる可能性があります。

このような被害を発生させないためには、火災の発生を防止し、万一火災が発生した場合にその被害を最小限に止めるために、**工事現場の実態に応じた実効性のある「消防計画」**を作成し、**本計画に基づき「防火管理」を適切に行う**ことが重要となります。

1 新築工事中の消防計画は実効性のある内容にしてください。

防火管理業務は、消防計画に基づき行わなければならない！（消防法第8条第1項）



防火管理者

消防計画の内容に忠実に防火管理業務を行っていますか？

消防計画は「作成して届出する」ことが目的ではありません。

「消防計画に従って適切に防火管理業務を継続して行う」ことが目的です。

2 消防計画には、具体的な実施内容を記載してください。

消防計画の作成例を改訂しました。次に掲げる内容を消防計画に追記してください。

既に作成済みの場合には、消防計画の内容を再確認し、不足項目や実態にそぐわない内容がある場合には、追記・変更してください。

危険物の適正管理と品名・数量に応じた届出等

工事作業員の人員を日常的に管理する方法

災害時の避難の伝達方法と人員の安全確認方法

自衛消防の活動計画等を踏まえた訓練の実施

消防隊の進入経路の案内図の更新

※ 持ち込まれる危険物が**指定数量の5分の1以上指定数量未満**となる場合は、**消防署へ届出を行う**必要があります。

また、**指定数量以上の危険物**を許可施設以外の場所で貯蔵又は取り扱うことは、**法令で禁止**されています。

3 火災予防対策を再徹底してください。（裏面参照）

- ・ 出火防止対策を徹底してください。
- ・ 避難経路の確保を徹底してください。
- ・ 全ての工事作業員に対して遵守事項と避難経路を教育してください。



4 消防計画を変更した場合には届出が必要です。

消防計画を作成し、または、変更した場合には、管轄消防署への届出が必要です。